

西日本高速道路株式会社発注者綱紀保持規程実施細則
(平成27年12月17日・平成27年細則第54号)

最終改正 平成29年 3月21日

(目的)

第1条 この細則は、西日本高速道路株式会社発注者綱紀保持規程(平成27年規程第23号。以下「規程」という。)第4条、第6条及び第13条の規定に基づき、規程の具体的な運用方法等を定めることを目的とする。

(情報管理の方法)

第2条 発注担当社員は、発注事務に関する情報を、以下のとおり管理するものとする。

- 一 施錠ができる保管場所で厳重に保管すること
- 二 不要となった情報は、速やかにシュレッダー等の再現不可能な状態にして破棄すること
- 三 電磁的記録は、ファイルサーバに保存すること
- 四 前号に規定する電磁的記録を保存するファイルサーバを利用できる者に当該電磁的記録を取り扱う発注担当社員以外の者が含まれる場合、発注担当社員は電磁的記録を暗号化し保存すること

(設計書等の管理者及び秘密保持期間)

第3条 次の各号に掲げる情報の秘密保持期間及び管理者は、それぞれ各号に定めるとおりとする。

一 設計書

秘密保持期間は契約を締結するまでの間とし、当該設計書に関する工事等の施行に係る事務を所掌する課の長(以下「施行担当課長」という。)が管理する

二 契約制限価格書及び総合評価落札方式における技術評価点を記載した調書

秘密保持期間は契約を締結するまでの間とし、契約に係る事務を所掌する課の長(以下「契約担当課長」という。)が管理する

三 入札参加者に係る情報(入札図書の交付先に係る情報を含む)

秘密保持期間は開札までの間とし、契約担当課長が管理する

四 契約関係委員会設置要領(平成19年要領第2号。以下「委員会設置要領」という。)に規定する競争参加資格等審査委員会又は技術審査会(以下、「委員会等」という。)に関する資料

委員会等の終了後、すべての資料を回収し、保存するものの秘密保持期間は契約を締結するまでの間とし、委員会等の庶務を担当する課の長(以下「庶務担当課長」という。)が管理する

五 第1号から前号までのほか、発注見通し、入札・契約情報等その他発注事務に関する情報

秘密保持期間は公表を開始するまでの間とし、当該情報を取り扱う課の長が管理する

2 前項第3号に規定する情報は、別に定める要領に規定する手続き又は委員会設置要領に規定する技術審査会における審査で必要な場合、契約担当課長が施行担当課長又は当該技術審査会の庶務担当課長へ提供することができる。この場合、施行担当課長又は庶務担当課長が、当該情報を管理するものとする。

(事業者等との不適切な応接の禁止)

第4条 発注担当社員は、事業者等との応接に当たっては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の社員により対応するものとする。ただし、これによることができない場合は事前に業務上の指揮監督する者(指揮監督する者にあつてはその上司)の承諾を得るものとする。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、契約責任者となる社員は、受付カウンター等オープンな場所で複数の社員により対応することができない場合、規程の趣旨を鑑み、社会からの疑惑や不信を招かないよう応接するものとする。

3 発注担当社員は、次に掲げる軽微な面会をする場合に限り、事業者等と受付カウンター等オープンな場所で単独で対応できる。

- 一 儀礼的な挨拶及び名刺交換
- 二 事務手続き書類等の交付及び受領
- 三 購入物品等の受領

4 入札図書に対する質問の受付など入札契約手続に係る事業者等からの問い合わせの窓口は、契約に係る事務を所掌する課の社員(以下「契約担当社員」という。)とすることを徹底すること。ただし、工事等の施行に係る事務を所掌する課の社員の対応が必要な場合は、契約担当社員の立会いの下で行うものとする。

5 前項の規定にかかわらず、設計金額に関する業務で別の要領に定める場合は、入札契約手続に係る事業者等との応接を工事等の施行に係る事務を所掌する課の社員のみにより対応することができる。

(不当な働きかけに対する対応)

第5条 規程第9条第2項の規定による記録及び報告は、様式1により行うものとする。

2 規程第9条第7項に規定する公表は、様式2により行うものとする。

(現場説明等)

第6条 契約責任者は、入札に付する事項についての現場説明又は机上説明は、特に必要があると認める時を除き、行わないものとする。

(事業者等への周知)

第7条 規程第12条に規定する発注者綱紀保持対策の事業者等への理解及び協力は、入札者に交付する入札者に対する指示書などによるもののほか、ウェブサイトに掲示することにより得るものとする。

(実施要領)

第8条 この細則の運用の方法等必要な事項は、別に要領で定める。

附 則

この細則は、平成27年12月17日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

様式 1

報 告 書

平成 年 月 日

経理課長 殿

(報告社員)

所属 :

氏名 :

不当な働きかけに該当すると思料する行為に関して、西日本高速道路株式会社発注者綱紀保持規程(平成27年規程第23号)第9条第2項の規定に基づき、次のとおり記録・報告します。

1 日時	平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分
2 場所	
3 関与方法	面談・電話・電子メール・文書・その他()
4 不当な働きかけに該当すると思料する行為を行った事業者等の名称	
5 不当な働きかけに該当すると思料する行為の概要	
6 対応状況	
7 報告状況	平成 年 月 日 課長へ報告
8 不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けた社員の所属・氏名 (所属) (氏名)	

様式 2

平成 年 月 日

不当な働きかけについて

西日本高速道路株式会社

不当な働きかけについて、下記のとおり公表します。

1．不当な働きかけの時期	
2．不当な働きかけの内容	
3．上記 2．に対する対応状況	
4．その他	